（別表４）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：ウェブ教材への複製及びダウンロード形式・ストリーミング形式での公衆送信

No.	題　号	著作者名	利用を認める著作物					利用方法（複製・公衆送信）				補償金の額（税込・単位：円）
			当該著作物が利用された実態（大学入試英語問題の区分）									
			学校名	入試年度	入試区分	問題番号	英文・和文の別	利用する教材名	送信方法	本体価格（税抜・単位：円）※	製作部数	
1	不明	不明	東邦大学	2014	２／３　薬　一般	4	英文	難関大のための上級問題特訓リーディング	ダウンロード	130	3,000	275
									ストリーミング（３年間）			3,240
											計	3,515

※　冊子と音声あわせて本体価格1,300円（税抜き）だが、補償金算定の都合上、価格を冊子と音声とで按分している。

○文化庁告示第八十七号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年六月二十四日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表一・二・三・四参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都新宿区横寺町五五　株式会社旺文社（代表取締役社長　生駒大壱）

三　利用方法

①　出版用教材において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。（別表一参照）

②　音声ＣＤ教材において録音及び複製し、公衆に譲渡する。（別表二参照）

③　①に加えて必要に応じて三、〇〇〇部を単位として追加で複製し、公衆に譲渡する。（別表三参照）

④　②に加えて必要に応じて三、〇〇〇部を単位として追加で複製し、公衆に譲渡する。（別表四参照）

四　補償金の総額

①　四六、四六一円

②　七二、五五二円

③　一一、四五三円

④　一四、〇八二円

（別表１）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：書籍への複製又は翻訳及び複製

No.	題　号	著作者名	利用を認める著作物					利用方法（複製・翻訳・譲渡）			補償金の額（税込・単位：円）
			当該著作物が利用された実態（大学入試英語問題の区分）								
			学校名	入試年度	入試区分	問題番号	英文・和文の別	利用する教材名	本体価格（税抜・単位：円）※	製作部数	
1	不明	不明	大阪大学	2011	３／12　外国語　後期	Ⅲ	英文	難関大のための上級問題特訓リスニング	1,350	19,000	7,001
2	不明	不明	一橋大学	2014	２／26　前期	問題Ｂ	英文	難関大のための上級問題特訓リスニング	1,350	19,000	5,091
3	不明	不明	一橋大学	2013	２／26　前期	問題Ｂ	英文	難関大のための上級問題特訓リスニング	1,350	19,000	5,091
4	不明	不明	東京大学	2012	２／26　前期	3(A)	英文	難関大のための上級問題特訓リスニング	1,350	19,000	11,456
5	不明	不明	東京大学	2013	２／26　前期	問題Ｂ、問題Ｃ	英文	難関大のための上級問題特訓リスニング	1,350	19,000	17,822
										計	46,461